

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成28枚方市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「に掲げる職」を「の各号に定める職（それらの職に相当する職として設置されていた職を含む。）」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号。以下「給与条例」という。）別表第1の1の表8級の項及び9級の項並びに職員の初任給、昇格、昇給等の基準等に関する規則（平成18年枚方市規則第31号。以下「初任給等規則」という。）別表第1の1の表8級の項に規定する職務の職並びに給与条例別表第1の3の表4級の項及びに初任給等規則別表第1の3の表4級の項に規定する職務の職（それらの職のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職（以下「内部組織の長の職」という。）に該当する職を除く。）

(2) 枚方市上下水道局職員の初任給、昇格、昇給等の基準等に関する規程（平成18年枚方市水道事業管理規程第5号。以下「上下水道局初任給等規程」という。）第3条第1項において準用する給与条例第5条第2項の規定に基づき分類される職務の職のうち前号の職に相当する職及び上下水道局初任給等規程第3条第2項の規定に基づき分類される職務の職のうち前号の職に準ずる職並びに市立ひらかた病院職員の初任給、昇格、昇給等の基準等に関する規程（平成18年枚方市病院事業管理規程第5号。以下「ひらかた病院初任給等規程」という。）別表第1の1の表8級の項及び9級の項に規定する職務の職並びにひらかた病院初任給等規程別表第1の2の表4級の項に規定する職務の職（参事の職を除く。）並びにひらかた病院初任給等規程別表第1の4の表6級の項に規定する職務の職（参事の職を除く。）（それらの職のうち、内部組織の長の職に該当する職を除く。）

(3) 一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成16年枚方市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員の職

第5条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で」を「内部組織の長の職又は前条に」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「法第38条の2第8項」を「条例第2条」に改め、「に掲げる給料表の職務の級についての職及び一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成16年枚方市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員の職（」を「の各号に定める職（それらの職に相当する職として設置されていた職を含む。）」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 給与条例別表第1の1の表6級の項及び7級の項並びに初任給等規則別表第1の1の表6級の項及び7級の項に規定する職務の職並びに給与条例別表第1の3の表3級の項に規定する職務の職（それらの職のうち、内部組織の長の職に該当する職を除く。）

(2) 上下水道局初任給等規程第3条第1項において準用する給与条例第5条第2項の規定に基づき分類される職務の職のうち前号の職に相当する職及び上下水道局初任給等規程第3条第2項の規定に基づき分類される職務の職のうち前号の職に準ずる職並びにひらかた病院初任給等規

程別表第1の1の表6級の項及び7級の項に規定する職務の職並びにひらかた病院初任給等規程別表第1の2の表3級の項に規定する職務の職及びひらかた病院初任給等規程第1の2の表4級の項に規定する職務の職（参事の職に限る。）並びにひらかた病院初任給等規程別表第1の3の表6級の項に規定する職務の職並びにひらかた病院初任給等規程別表第1の4の表5級の項に規定する職務の職及びひらかた病院初任給等規程別表第1の4の表6級の項に規定する職務の職（参事の職に限る。）（それらの職のうち、内部組織の長の職に該当する職を除く。）

第11条中「法第38条の2第8項」を「条例第2条」に改める。

第12条第1項、第3項、第4項及び第6項中「に定める者」を「に定める職員」に改める。

附 則 [令和5年3月31日公布]

この規則は、公布の日から施行する。